

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6K6Z12A00300		61UD1A10140 0001				000091D				
品名 または 件名										
公務員宿舎消防用設備保守点検及び更新役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
現地				現地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
中業支 営繕班 岡田事務官（４７０８５）				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月5日（水）10時00分 中央会計隊入札室（Eー1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）契約書の作成

- ア 作成する。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

（3）その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、令和8年8月4日（火）17時までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

- オ 入札参加希望者は、令和８年８月３日（月）１２時までに「資格審査結果通知書（写）」及び「参考見積書（様式随意）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
- カ 入札参加希望者は現地確認をすること。
- キ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- ク その他の項目については別紙による。
- ケ 不明事項等の問い合わせ先

162-0845 東京都新宿区市谷本村町5-1

中央会計隊契約科第２契約班 前原

(TEL : 03-3268-3111内線47566)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

(rikuzi2-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp)

仕様書及び現地確認に関する問い合わせ先

中央業務支援隊管理部管理科 岡田

(TEL : 03-3268-3111内線47085)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

入 札 書

調達要求番号	61UD1A10140	契約実施計画番号	6K6Z12A00300
--------	-------------	----------	--------------

金 額 ¥

(税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
公務員宿舎消防用設備保守 点検及び更新役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以 下 余 白				
納 入 場 所	現地	納 期	9.3.31		
契 約 保 証 金	免除	見積書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 8月 5日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
公務員宿舎消防用設備保守点検及び更新役務	中業支営-000091D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和6年 8月28日
	変 更	令和8年 7月13日
	作成部隊等名	中業支総務部厚生科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊中央業務支援隊が管理する市ヶ谷駐屯地仲之町宿舎、赤城元町宿舎、中央宿舎（1・2棟）、千石宿舎（1・2・3棟）、和田宿舎（1・2・3・4・5棟）及び大森宿舎の消防用設備保守点検及び更新役務について適用する。

1.2 用語及び定義

本件仕様書における用語の意義は、契約書本文に定めるものによる。なお、契約書本文に定めがない用語については、それぞれ次に定めるものとする。

2 一般的事項

2.1 全般

本役務は、本仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（現行版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

2.2 協議

本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

2.3 軽微な変更

現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、受注金額・納期等の変更は行わないものとする。

2.4 復旧・補償

役務実施に際して、入居者及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。

2.5 現場管理

受注業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行うこと。

2.6 立入

役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は、厳禁とする。

2.7 役務写真

役務写真は、役務着工前・完成及び作業後隠蔽となる箇所・主要な役務段階の役務状況・使用資材・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し1部提出するものとする。

2.8 秘密厳守

本役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく口外してはならない。

2.9 後片付け

役務完了に際して現場の片付け及び清掃を行うこと。

2.10 電気・水の使用

役務に使用する電気及び水等の負担については、監督官及び宿舍管理者と協議の上決定する。

2.11 関係機関等への調整

本作業の実施に当たって、受注者が行うべき関係官公署その他の関係機関への届出手続等は、受注者の責任と費用負担において、関係法令等（条例を含む。）の定めにより遅滞なく実施し、写しを監督官に提出しなければならない。

3 役務に関する要求

3.1 役務内容

中央業務支援隊が維持管理する公務員宿舍内に設置されている消防設備の法定点検・更新：1式

3.2 役務先住所

役務先住所は表1による。

表1－役務先住所

役務先		住 所
仲之町宿舍		東京都新宿区市谷仲之町
赤城元町宿舍		東京都新宿区赤城元町
中央宿舍	1棟	東京都中野区中央
	2棟	
千石宿舍	1棟	東京都文京区千石
	2棟	
	3棟	
和田宿舍	1棟	東京都杉並区和田
	2棟	
	3棟	
	4棟	
	5棟	
大森宿舍		東京都大田区大森北

3.3 役務内容の詳細

役務内容の詳細は表2による。

表2－役務内容の詳細

項 目		細 部
1	現場代理人	(1) 現場代理人を選出するものとする。 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連携及び調整を行うものとする。
2	作業員	(1) 所定の作業員を、一貫して点検を計画・実施点検の内容に応じて必要な知識及び技能を有する者の中から選出し、信頼性の高い状態保持できる者が作業を行う。ただし、法令による作業を行う者に資格が定められている場合は、当該資格を有するものが作業を行うこと。 (2) 点検対象設備に対する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させること。

3	書類提出	(1) 点検実施前 ア 安全管理組織図（受注業者の様式による。） 1部 イ 役務計画書（受注業者の様式による。） 1部 ウ 本役務に関する公的免許所持者の写し 1部 エ 一般提出書類（官側の指定様式による。） 1部 (2) 点検完了後 ア 作業報告書（受注業者の様式による。） 1部 イ 消防法第17条3の3の規定に基づく点検結果報告書（建築保全業務共通仕様書に伴う点検結果報告書）を印刷した物 2部 ウ 点検完了後、不具合事項があった場合は、不良箇所報告書及び修理見積書を提出すること。
4	場所・時間 役務内容	(1) 点検作業 作業対象設備に対して、消防法、同法施行規則及びこれらに基づく消防庁告示等に従い、消防用設備等の機器点検（作動点検、外観点検、機能点検）及び総合点検を別紙第1：「消防用設備点検一覧表」により実施する。 (2) 設備の更新 現在不具合等が生じている消防用設備に関し、既設同等品への更新を行い、細部については、別紙第2：「消防用設備更新一覧表」により確認する。 (3) 点検の種別 ア 機器点検：6M イ 総合点検：1Y (4) 点検要領 ア 共通仕様書の第6章第2節消防設備等の定めるところにより適切に行うものとする。 イ 点検に必要な工具、計器類及び消耗品は、受注業者の負担とする。 ウ 点検により不具合事項を発見した場合は、その必要に応じ速やかに写真及び図示したものを監督官に報告し、その原因を追究の上改善に対する技術資料を添えた報告書を提出すること。また、緊急で修理等が必要な場合は、官側と協議し別途契約とする。 エ 点検が確実に完了した証明として機器点検保証は6カ月、総合点検保証は自然災害を除き点検完了後1箇年とする。 オ 消火器具は、機器（外観）点検に加え、製造後5年以上経過している蓄圧式消火器については内部等機能点検を実施し、点検後は消火薬剤の補充をすること。なお、交換の方が経済的に優位な場合は新たなものに取り替えるものとする。 (5) 保守業務 ア 点検により発見された不良個所のうち、温度ヒューズ、ランプ等の消耗品交換、消防用設備各種表示の設置、非常警報器具設備の非常ベルの破損・発報しない等、その他簡易な補修・調整等の軽微な修理によって復旧可能なものについては、本業務にて修理等を行い復旧可能なものについては、本業務にて修理等を行い復旧させる。 イ 軽微な修理にて復旧が困難な不良個所については、詳細状況を調査し、場合により可能な応急処置を行った後、修理方法の検討を行い、宿舍管理者等に報告する。

	(6) 作業上の注意点等 ア 作業日程については平日0900～1700を基本とし、予め宿舍管理担当者と十分な打合わせを行い、寮室等の使用に支障のないように調整する。 イ 点検作業等の実施に当たっては、作業中の火災発生も想定した上で、作業開始前に監督官と必要な打合わせを行い、適切な連絡体制にて作業を行う。 ウ 作業終了後は、その都度、電源電圧、スイッチ類の位置、収納器具等が元の正常な状態に復旧されているか再確認する。 (7) 作業内容 ア 共通事項 点検、測定及び試験の結果、電気設備に関する技術基準を定める省令の規程に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、取るべき措置について報告する。 イ 点検の頻度 定期的に行う点検内容は業務実施予定表によるものとし、本仕様書及び業務実施予定表に基づき年間計画表を提出し、各点検日が決定し次第、業務実施日程を提出し協議すること。 ウ 記録の保存 実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、点検実施者及び点検依頼者双方において3年間保管するものとする。 エ 誘導灯及び非常灯の点検 以下の各宿舍の避難口誘導灯、廊下通路誘導灯及び非常灯について関係法令に基づく点検を行う。不良箇所については、不良箇所の場所、台数、機種を報告すること。点検は抜き取り点検ではなく、全数について点検を行うこと。 (8) 管轄消防署への届出 ア 共通事項 点検結果に基づき作成した点検結果報告書について、管轄する各消防署へ届出（提出）する。
--	--

3.4 役務期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 品質保証監督及び検査

作業完了の際は、役務完了届とともに関係書類を提出し、検査官の検査を受ける。

この際、手直しの指示があった場合は、速やかに手直しを実施して再検査を受けること。

5 その他の指示

入札参加に当たり必ず現地確認を実施すること。

6 調整・書類提出先

東京都新宿区市谷本町5番1号

陸上自衛隊中央業務支援隊総務部厚生科

電話番号：03-3268-3111（内線：47141～47144）

消防用設備点検一覧表

1 消火器具

区分		宿舎名	仲之町宿舎		合 計	
			宿 舎			
			外観点検	機能点検	外観点検	機能点検
機能・総合点検	粉末消火器10型蓄圧	7	1	7	1	

区分	宿舎名	種類 蓄圧式	赤城元町宿舎				合計	
			宿舎		屋外倉庫			
			外観点検	機能点検	外観点検	機能点検	外観点検	機能点検
機能・ 総合点検		粉末消火器10型蓄圧	10	0	3	0	13	0
		強化液3L	5	0	-	-	5	0

区分	宿舎名	種類 蓄圧式	千石宿舎						合計	
			1棟		2棟		3棟			
			外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検
	機能・総合点検	粉末消火器10型蓄圧	8	1	15	2	5	0	28	3

区分	宿舎名	種類 蓄圧式	和田宿舎							
			1棟		2棟		3棟		小計	
			外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検
機能・総合点検	粉末消火器10型蓄圧	6	0	5	0	6	0	17	0	
	強化液3L	-	-	1	0	-	-	1	0	

区分	宿舎名	種類 蓄圧式	和田宿舎						合計	
			4棟		5棟		小計			
			外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検
機能・総合点検	粉末消火器10型蓄圧	6	0	6	0	12	0	24	0	
	強化液3L	-	-	-	-	-	-	0	0	

区分 \ 宿舎名		種類 蓄圧式	大森宿舎							
			宿舎		立体駐車場		ごみ置場		小計	
			外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検
機能・総合点検	粉末消火器10型蓄圧	28	0	3	0	1	0	32	0	
	強化液3L	33	0	－	－	－	－	33	0	

区分	宿舎名	種類 蓄圧式	大森宿舎						合計	
			EV機械室		受水槽室		電気室			
			外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検	外観 点検	機能 点検
機能・総合点検		粉末消火器10型蓄圧	1	0	1	0	1	0	3	0
		強化液3L	-	-	-	-	-	-	-	-

2 粉末消火設備

区分		大森宿舎	合計
消火剤貯蔵タンク	初田製作所HAD-75EC型	10基	10基
加圧用ガス容器等	1.25L 0.70Kg	10基	10基

3 自動火災報知器設備

区分	宿舎名	赤城元町宿舎	千石宿舎	大森宿舎			合計
		宿舎	3棟	宿舎	駐車場	EV機械室	
	受信機壁掛型P型1級	1	1	1	-	-	3台
	差動式光電型感知器	8	-	-	-	-	8台
	差動式スポット型感知器	6	16	46	-	-	68台
	定温式スポット型感知器	-	50	26	9	-	85台
	煙式スポット型光電式感知器	-	11	-	-	1	12台
	発信機P型1級	6	5	2	2	-	15台
	音響装置	11	5	2	2	-	20台
	配線点検	一式	一式	一式	一式	一式	五式

4 共同住宅用自動火災報知設備

項目	宿舎名	赤城元町宿舎	大森宿舎	合計
	共同住宅用受信機	56	-	56
	差動式スポット型感知器	-	496	496
	定温式スポット型感知器	56	266	322
	補償式スポット型感知器	132	-	132
	戸外表示器	56	-	56
	音響装置	-	127	127

5 避難器具設備

項目	宿舎名	赤城元町宿舎	仲之町宿舎	千石宿舎		中央宿舎		和田宿舎		大森宿舎	合計
		宿舎	宿舎	1棟	2棟	1棟	2棟	1棟	2棟	宿舎	
	避難はしご	20	8	8	16	8	15	6	6	38	125
	ハッチ	20	8	8	16	8	15	6	6	38	125

6 連結送水管整備

項目	宿舎名	大森宿舎	合計
	連結送水口	1基	1基
	耐圧試験（配管及びホース）（実施年度は3年に一度）	実施	-

7 防火設備

項目	宿舎名		大森宿舎	千石宿舎	合計
				3棟	
	防火シャッター（3種連動煙感知器）	ニッタン(株)1PF2-nY1	1 (2)	-	1基 (2)
	防火扉（光電式煙感知器）	ニッタン(株)1PF1-nY1A	-	15 (10)	15基 (10)
	配線点検		-	一式	一式

8 非常警報器具設備

項目	宿舎名	仲之町宿舎	千石宿舎		中央宿舎		和田宿舎					合計
		宿舎	1棟	2棟	1棟	2棟	1棟	2棟	3棟	4棟	5棟	
	起動装置、操作部、複合装置、ベル・サイレン	11	4	6	4	10	4	4	4	4	4	5
	配線点検	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	十式

9 非常コンセント設備 (共同住宅用非常コンセント)

項目	宿舎名	大森宿舎	合計
開閉器 NFB15A		4基	4基
端子電圧 103V非常V		1箇所	-

10 非常コンセント設備 (非常電源専用受電設備)

項目	宿舎名	大森宿舎	合計
非常電源専用受電設備	川崎電気 (株) 1995製 2BP型	1基	1基

消防用設備更新一覧表

1 消火器更新数 (該当宿舍のみ)

区分	宿舍名 種類 蓄圧式	仲之町宿舍	千石宿舍		小計
			1棟	2棟	
交換 (更新)	粉末消火器10型蓄圧	1	1	2	4
	強化液3L	-	-	-	0

2 非常警報設備更新数 (該当宿舍のみ)

区分	宿舍名 種類	中央宿舍		合計
		1棟	2棟	
交換 (更新)	非常警報 複合装置 防雨露出一体型 1棟：ナショナル BG7033 2棟：ホーチキ BHC-4011W	2	10	12
	増設音響装置 防雨型 1棟：ナショナル BG7532	2	-	2

※既設型式は、参考であり更新品を指定するものではない。